

## <報道発表資料>

令和5年12月1日

### 教職員の懲戒処分について

#### 【処分1】

- |                   |             |
|-------------------|-------------|
| 1 処 分 内 容         | 懲戒処分（免職）    |
| 2 処 分 年 月 日       | 令和5年12月1日   |
| 3 職 名 ・ 年 齢 ・ 性 別 | 教諭・26歳・男性   |
| 4 地 域 ・ 校 種       | 西部地区・県立高等学校 |
| 5 発 生 年 月 日       | 令和5年4月30日   |
| 6 事 件 ・ 事 故 の 概 要 |             |

当該職員は、令和5年4月30日（日曜日）午後1時頃から午後3時13分頃までの間、県立学校に在籍する女子生徒に対し、当該職員の自宅において、わいせつな行為を行った。

#### 【処分2】

- |                   |             |
|-------------------|-------------|
| 1 処 分 内 容         | 懲戒処分（戒告）    |
| 2 処 分 年 月 日       | 令和5年12月1日   |
| 3 職 名 ・ 年 齢 ・ 性 別 | 教諭・62歳・男性   |
| 4 地 域 ・ 校 種       | 西部地区・県立高等学校 |
| 5 発 生 年 月 日       | 令和4年10月13日  |
| 6 事 件 ・ 事 故 の 概 要 |             |

当該職員は、令和4年10月13日（木曜日）午後5時44分頃、普通乗用自動車を運転して退勤途中、朝霞市大字岡216番地1先の道路を直進していたところ、進路前方左側を直進していた相手方男性運転の自転車に自車を衝突させた。

その結果、同男性に外傷性くも膜下出血等の傷害を負わせた。